

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年 5月 16日

## 妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

<b>対象プロジェクト名</b>			
静岡県・静岡油化工業によるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業 —その2			
<b>GHG 妥当性確認機関</b>			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニクス株式会社		
担当部署名	審査・検証部門		
責任者名	松井 誉敏		
責任者 E-mail	program@pjrcdm.com		
責任者電話番号	03-5774-9565		
審査員名 <sup>1</sup>	審査チームリーダー:松井誉敏 外部専門家:無 レビュー担当者:佐野幸光		
機関要件への合致	ISO14065 認定申請を IAF メンバーである認定機関に受理されている。		
妥当性確認報告書 発行日	2012年5月16日		
<b>審査内容</b>			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.0		
妥当性確認期間	2011年12月27日～2012年5月15日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2012年3月21日～2012年3月21日
	審査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回会議(静岡油化工業):当妥当性確認の目的と審査内容、被監査者の役割の確認及びプロジェクトの概要の確認</li> <li>現場ツアー:適格性基準への適合状態の確認、適用範囲の確認(リーケージ有無、他プロジェクトとの境界)、BDF製造設備の稼働状況の確認(装置仕様、電力・燃料・メタノール使用記録、日常・定期点検記録など)、原料保管状況の確認、文書・記録類の保管・管理状況の確認、BDF使用車両の確認、法的適合性の確認</li> <li>記録および算定プロセスに係わる確認:法的適合性を示す根拠資料、モニタリングの適切性(網羅性、実在性、正確性)、算定式及びパラメータ、データ集計・管理体制、モニタ</li> </ul>	

	<p>リングにおける QA/QC(教育訓練、内部監査、是正処置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妥当性確認結果の取りまとめ及び最終会議</li> </ul>
プロジェクト情報 (A・B)	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成したオフセット・クレジット(J-VER)制度(以下、「本制度」という)に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書(以下、「プロジェクト計画書」という)Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、施設及び設備の实在性、稼働状況などを確認した。その結果、当該事項の記載は適切であることを確認した。他の事項に係る修正後のプロジェクト計画書 Ver.1.1 において、プロジェクト情報が重要性の点から当該事項が適正に記載されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
適格性要件(C)	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、設備の運用状態などを確認した。その結果、当該事項の記載は適切であることを確認した。他の事項に係る修正後のプロジェクト計画書 Ver.1.1 における方法論 No. SS-E004 の適用は、本制度実施規則 Ver.4.0 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。</p>
排出量・吸収量算定 (I・II)	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。ここでは、後述する事業者からのメタノール使用量のモニタリング方法変更提案に基づき、想定排出削減量も修正が必要であることを確認した。これに対し事業者による修正の結果、変更に基づいた想定排出削減量の算定となったことを確認し、適用される算定式を含め当該プロジェクトのモニタリング計画 Ver.1.1 における排出量算定は、方法論 No.SS-E004Ver.5.0 及び本制度モニタリング方法ガイドライン Ver.3.0 に準拠して作成されていることを確認した。</p>
モニタリング計画 (III～VI)	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。ここでは現地検証の際にメタノール使用量の把握方法について、事業者より購買データによるモニタリングから、購買データを当該プロジェクトでの使用相当分をプロジェクト外での BDF 給油量を含めた全 BDF 給油量(販売のための給油を含む)に対する当該プロジェクトでの BDF 給油量で按分する変更提案がなされた。その結果、変更後のデータの精度、取得方法ともモニタリング方法及び当該方法論に準拠しており、他の事項を含め当該プロジェクトのモニタリング計画 Ver.1.1 は、方法論 No.SS-E004Ver.5.0 及び本制度モニタリング方法ガイドライン Ver.3.0 に準拠して作成されていることを確認</p>

	した。
その他(D)	当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行い、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況を確認した。その結果、当該事項の記載は適切であることを確認した。他の事項に係る修正後のプロジェクト計画書 Ver.1.1 において、当該事項が適正に記載されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解 (サマリー・結論)	<p>ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社(以下、「当社」という)は、本制度において静岡油化工業株式会社(以下「事業者」という)が計画、実施する当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 に記載された情報について妥当性確認を行った。妥当性確認手続は、本制度における実施規則 Ver.4.0、モニタリング方法ガイドライン Ver.3.0、方法論 No.SS-E004Ver.5.0 を適用基準とし、妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.0 に定められている妥当性確認に関する事項に準拠して行った。</p> <p>この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎とし、文書確認及びインタビューを含む現地での確認により行なわれ、方法論の適格性基準への適合性の確認、法令順守、環境影響評価、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価の検討も含んでいる。これらの手続により、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当社は、上記の基準等に基づいた妥当性確認の結果、事業者が作成した上記プロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 が、全ての重要な点において適正であると認め、「無限定適正意見」を表明する。</p>
<b>パブリックコメントの概要</b>	
パブリックコメントの募集期間 2011年12月27日～2012年1月9日	
コメント 意見募集中にいただいたご意見はなかった。	
妥当性確認機関の見解 無し	

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。